

遊佐町告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、次の案件を付議するため、第556回遊佐町議会臨時会を令和4年4月19日遊佐町役場に招集する。

令和4年4月11日

遊佐町長 時田 博機

第556回遊佐町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和4年4月19日（火曜日） 午前10時 開議（本会議）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

※専決処分の審議及び採決

日程第 3 議第42号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第14号）の専決処分の承認について

日程第 4 議第43号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 5 議第44号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 6 議第45号 遊佐町計画都市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 7 議第46号 遊佐町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 8 議第47号 遊佐町課設置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

※補正予算の審議及び採決

日程第 9 議第48号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太郎	君	4番	佐	藤	光	保	君	
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時	田	博	機	君	副 町 長	池	田	与	四	也	君
総 務 課 長	佐	藤	光	弥	君	企 画 課 長	渡	会	和	裕	君	
産 業 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	舘	内	ひ	ろ	み	君	地 域 生 活 課 長	太	田	智	光	君
健 康 福 祉 課 長	池	田		久	君	町 民 課 長	後	藤	夕	貴	君	
会 計 管 理 者	伊	藤	治	樹	君	教 育 長 職 務 代 理 者	石	川	茂	稔	君	
教 育 委 員 会 教 育 課 長	菅	原	三	恵	子	君						

☆

出席した事務局職員

事務局長 鳥海 広行 議事係長 船越 早苗 主任 佐藤 明子

☆

本 会 議

議 長（土門治明君） おはようございます。

ただいまより、第556回遊佐町議会臨時会を開会いたします。

(午前10時)

議長(土門治明君) 本日の議員の出席状況は全員出席しております。

なお、説明員としては、教育委員会について、教育長職務代理者の石川茂稔委員が出席、その他町長以下全員出席しておりますのでご報告いたします。

また、本臨時会には、各行政委員会の委員長、会長等の出席要求はいたしておりませんので、ご報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、松永裕美議員、7番、菅原和幸議員を指名いたします。

日程第2、本臨時会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、高橋冠治委員長より協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、高橋冠治委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長(高橋冠治君) おはようございます。第556回遊佐町議会臨時会の運営について、昨日4月18日午前10時から議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

初めに、本臨時会の会期については、本日4月19日限りといたしました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、まず議会の構成、次に専決決定処分6件、補正予算1件を一括上程し、専決処分6件、補正予算1件の審議及び採決を行い、第556回臨時会を閉会したいと思います。

なお、本臨時会では常任委員会を開催せず、本会議で審議いたしますので、所管にかかわらず質疑を行っても良いということにいたしました。なお、本会議でありますので質疑は3回といたします。

議員各位ご協力をお願いいたします。以上です。

議長(土門治明君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日は所管にかかわらず質疑を許可いたします。

また、本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3から日程第9まで、議第42号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算(第14号)の専決処分の承認についてほか専決処分5件、議第48号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算(第1号)についてを一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

鳥海議会事務局長

事務局長(鳥海広行君) 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 提出者より、提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第42号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第14号）の専決処分の承認について。本案につきましては、令和3年度の地方譲与税等の交付額が確定したことなどにより補正予算編成が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであり、歳入歳出予算の総額に、2億3,700万円を増額し、歳入歳出予算の総額を109億6,900万円としたものであります。

歳入につきましては、譲与税等で3,821万5,000円、地方特例交付金で1,329万8,000円、交付税では、特別交付税で1億7万4,000円、国県支出金で5,101万円、寄附金では、福祉費寄附金で200万円、環境衛生費寄附金で800万円、総務企画費寄附金で1,814万3,000円、繰入金で626万円をそれぞれ増額し、歳入補正総額で2億3,700万円を増額したものであります。

一方、これに対応する歳出については、ふるさとづくり寄附金事業で770万円、基金積立金では、公共施設等総合管理基金積立金で8,605万1,000円、ふるさと基金積立金で7,000万円、遊佐パーキングエリアタウン整備基金積立金で1億2,000万円、福祉基金積立金で200万円、環境保全基金積立金で908万3,000円、森林環境譲与税活用基金積立金で473万9,000円、観光施設整備基金積立金で1,000万円をそれぞれ増額する一方、事業費の精査により7,257万3,000円を減額し、歳出補正総額で2億3,700万円を増額したものであります。

続きまして、議第43号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定を整備するため、令和4年4月1日施行の遊佐町税条例の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について提案するものであります。

改正の趣旨につきましては、町民税に係る寄附金控除の経過措置終了に関する規定の整備他法改正に伴う文言等の整理、固定資産税に係る住宅の省エネ改修工事の特例の拡充等の改正を行ったものであります。

議第44号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定を整備するため、令和4年4月1日施行の遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について提案するものであります。

改正の趣旨につきましては、課税限度額の引き上げ及び字句整理等を行ったものであります。

議第45号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定を整備するため、令和4年4月1日施行の遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について提案するものであります。

改正の趣旨につきましては、法改正に合わせて項ズレ整理の規定の整備を行ったものであります。

議第46号 遊佐町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等により第1号被保険者の保険料の減免措置について、令和4年度分も引き続き適用するため、提案するものであります。

議第47号 遊佐町課設置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、庁内で組織する行政事務改善委員会での検討結果を踏まえ、令和4年度からの係の事務分担を見直す必要があるため、提案するものであります。

具体的には、地域生活課で所管している国土調査に関する業務を町民課へ移管し、業務の執行体制を強化するものであります。

議第48号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）。本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の終息がいまだに見通せない状況にあり、地域経済の衰退が危惧されることから、中小事業者に対しての緊急経済支援やコロナ禍により低迷している宿泊事業所への支援に係る事業に対応するため補正するものであり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ5,300万円を増額し、歳入歳出予算の総額を85億1,100万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、国庫支出金で3,217万8,000円、繰入金で2,082万2,000円を増額し、歳入補正総額で5,300万円を増額補正するものであります。

一方、これに対応する歳出については、商工費で、5,300万円を増額し、歳出補正総額で5,300万円を増額計上するものであります。

以上、専決処分案件6件、補正予算案件1件についてご説明申し上げます。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（土門治明君） 専決処分の審議を行います。

日程第3、議第42号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第14号）の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これに討論を終了いたします。

これにより議第42号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第14号）の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第4、議第43号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第43号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第5、議第44号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、議第44号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第6、議第45号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、議第45号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第7、議第46号 遊佐町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに、質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、議第46号 遊佐町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第8、議第47号 遊佐町課設置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに、質疑に入ります。

議長(土門治明君) 10番、高橋冠治議員。

10番(高橋冠治君) 国土調査の部分が町民課に移るということではありますが、今まで地域生活課が行っていた事業であります。国土調査事業というのは、ほぼすべて終わったというような形なのか、今までどおりやりながら課が移って、法的に町民課が良いという話ではありますが、今までそういう関係で何かトラブルということはないですが、やはり町民課に置いた方がスムーズに行くという形で今町民課に移すということに移したのか、移った詳しい経緯をお伺いいたします。

議長(土門治明君) 佐藤総務課長。

総務課長(佐藤光弥君) 国土調査事業についてはすべて完了したのではなくて、事業として予定している計画している場所がなくなったということで、近年は新たな測量等してこなかったことが現状かと思えます。そこで、新たな認証とか国土調査の線引き所有者といった業務について町民課の課税係のほうが、そういったデータなりシステムがありますので、そういったところと連携しながら地域生活課でも事務を進めてきたところでもあります。この度、実際の測量調査の計画がなくなったということで、町民課の課税係で行った方が効率的に行えるということで今回移管をするということでございます。

議長(土門治明君) 10番、高橋冠治議員。

10番(高橋冠治君) 測量調査はこれからはなしということですが、これから新たに測量調査が発生するということがありえるのか、もしその場合、町民課が主体になって国調をやるのか、その辺はどうなるのでしょうか。

議長(土門治明君) 後藤町民課長。

町民課長(後藤夕貴君) ただ今の質問に対してですけれども、国土調査については完全にすべて終わったわけではございませんので、これから町民課で行っていくことになると思います。ですが、今の登記の義務化がこれから徐々に始まっていくわけで2年間は、令和6年から相続に関する登記については義務化になっていくので、そちら方が始まるまでは様々な混乱が起きるということで、今2年間は間違いなく休止という

形になる予定でございます。以上です。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 新たに相続義務化が6年からということで、逆にその方が町民課としては大変だと思っております。国調の方が見えてきたとあらかた、あとは課税するだけということではありますが、町民課に移しても問題ないと思っておりますが、詳細のところお聞きしたところであります。新たに町民課も課税のための準備が必要だと思っておりますが、よろしく申し上げます。私の質疑は終わります。

議長（土門治明君） これにて10番、高橋冠治議員の質疑を終了いたします。

5番、齋藤武議員。

5番（齋藤武君） 今に関連してですけれども、細かいところお聞きしたいと思います。総務課長の答弁の中で測量業務は終わったという話で、終了したという主旨の話だと思っておりますが、私の認識ではこれまで常任委員会等では国土調査どうしますかという話はされておまして、今の町民課長の説明のように登記の義務化に伴い一時休みますというような主旨の話はあったわけですが、測量等現状調査がもはや必要ないということではなかったと認識しておりました。総務課長の答弁と私の認識が食い違うものから、測量等現況調査が必要ないということでそこは間違いないかどうか、そこを確認したいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 最初の答弁ですべて終わったと発言していたなら、訂正させていただきます。

すべて終わっていないと認識で私もおりますので、その部分におきましては訂正させていただきたいと思っております。以上です。

議長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の質疑を終了いたします。

議長（土門治明君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて討論をおこないます。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、議第47号 遊佐町課設置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、補正予算の審議を行います。

お諮りします。補正予算の審議につきましては、臨時会でございますので、先例により補正予算審査特別委員会を構成しないで本会議において審議いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本会議で審議することに決しました。

日程第9、議第48号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに、質疑に入ります。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 私の方から補正予算に関しまして少し確認をさせていただきたいと思います。

先ほど町長のご説明では、新型コロナウイルス感染症対策緊急支援ということで、飲食業また宿泊業というお話の中での支援というお話がありました。概要書を見ますと、その中に、コロナウイルス及び原油高騰の影響で、経営に支障をきたす町内小中企業事業者とも付け加えてあります。今回見ますと概要書④の中に、運輸業という形で一般常用旅客事業自動車運送業者、また一般貨物自動車運送業という、そしてまた運転代行者ということで項目が載っておりますが、今回運送業に関しましては、ほかの議員の方々からも漏れているところはないかというお話が多々ありまして、その中で事業所から要望があったのか、もしくは市場調査という形でおこなって新たに追加になったのかその辺のところをお伺いしたいのでよろしくをお願いします。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 今回の助成事業の実施に関しましては、事業者からの要望というところはございませんでしたが、事前に商工会との情報共有を図っております。その後、この予算の編成をおこなった後で、公益社団法人の山形県トラック協会庄内支部においてもこの原油高騰の影響についての検証をおこなって、全体的な事業にかかる要望書を提出するという予定の状況も把握しております。ただ実際、まだ要望の提出は行われておりませんが、そういった状況もあるというところでございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 課長の方からご説明がありまして、商工会の方と連携しながらというお話でありました。その中で1件80万円の予算配分なのですけれども、それはどのような形で80万円になったのか一つと、運送業に関しましては、ほかの飲食業、その他の業種に関しまして食材など仕入れ等ある訳ですけれども、運送業に関しましてはこの原油が仕入れにあたります。今までの補助金が該当になっていなかったということで今回、原油高騰の中でこういう風な形であったという事は非常に良かったなと思っておりますけれども、この80万円という中での査定金額というのは、どのような形での査定になったのかお伺いしたいと思います。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） それではお答えいたします。

その前に今回の補助事業の実施に関しましての内容の基準ですけれども、今回は令和3年度に実施しました緊急経済支援事業の助成基準を基に特に原油高騰の影響を大きく受けた事業者としまして、運輸業と運転代行業につきましての助成金額の変更をおこなっておるところでございますが、この金額の算定につきましては、まず燃料高騰の影響を受ける業務というような事で、以前は運輸業という事で一律のくくりで把握しておりましたが、今回は更にタクシーなどの一般常用旅客自動車運送業者と主に荷物等を扱う一般貨物自動車運送業務運輸業に分けて、その業務の形態によって仕分けをおこなったところでございます。一般常用旅客自動車運送業者に対しては1件あたり50万円としておりますが、この金額は法人の製造業に対する支援金の上限50万円の金額と同額の金額とさせて頂いたところでございます。また一般貨物の

自動車運送業に対しては、業務内容が主に県外への輸送運搬になると燃料代がかなり嵩んでくるという状況もありますので、一般常用旅客自動車運送業者への支援金額上限50万円に宿泊業者等の支援金額上限の30万円を加算して80万円とさせて頂いたところでございます。以上でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今課長の方からご説明頂いて内容の方はわかった次第であります。また、タクシーの他に一般貨物の運送に関しましては、宿泊分の30万を足して頂いたというお話の80万という内容もわかりました。ちなみにですけれども、課長は大型トラックの燃費はどのくらいか、わかりますか。実はですね、大きな荷物を積んで走るとトラックでリッター3キロだそうです。トレーラーのけん引でリッター2キロだそうです。やはり前年から比べると200、300万の燃料代の持ち出しは増えているという事です。また雇用もですね、町内の運送業の事業者に関しましては、かなりの雇用もある訳であります。町税に関しても、かなり多くの納税を頂いているのかと思っておりました。やはりこういった事も今回限りではなく常時な支援もお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（土門治明君） これにて2番、那須正幸議員の質疑は終了いたしました。

7番、菅原和幸議員

7番（菅原和幸君） 私もこのページについて質問させていただきますが、予定していました中身を那須議員から質問されて重複する部分もあるかもしれません。この補正予算をみますと、歳入の方では国の出金それから財政調整基金をもって、歳入の方されているようでございます。財政調整基金の割合は39%、約4割が財政調整基金の方から国に要する補正の内容になっておるようでございます。今回、概要書内容をみますと4番の運輸業の答弁にありました通り、これが新たに加わったという事で、冒頭の方に原油高騰と記載もあります。それは、今の世界で色々問題になっています紛争の事もあるのかなと思います。一般常用旅客自動車運送業、タクシーだと思いますが、これについては1件50万としますと、それからその貨物みますと遊佐町内では対象340万から割り算しますと、タクシーが2件、運輸業が3件というものに試算しているのかなと勝手に想像するところでございますが、あえてちょっとお尋ねしたいのですが、先ほど答弁も頂いたようですが、その前の製造業のところでは町外本社は町内の2分の1というような表現がございまして。課長の答弁では、それに合わせた50万にしましたが、あえてここもう一度質問させていただきます。あくまでもタクシー1件50万については私の記憶ですと遊佐町内のタクシー事業者は本社は遊佐町内ではないと思っておりますので、その辺を含めて現状の経過を質問させていただきます。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 今回の積算の一般運送業の100万円という事で2件想定の上、計上させて頂いておりますが、議員からのお話の通り、町外に本社があるタクシー会社の場合でございまして、今回のこの要項につきましても、町外本社は町内の2分の1というような製造業の法人に当てはまるようなその要件該当は該当させておりません。あくまでも営業をこの遊佐町において実施しているという現状であれば、この要項に該当させてもらうというような考え方で要項の請求を行っております。以上です。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員

議員（菅原和幸君） それではこの件は終わります。

続きまして、その下の歳出の商工費の方での観光費の報償費のところ、各種観光キャンペーン謝礼と

いう事で450万ほどあります。概要書みますと遊佐町泊まってお得キャンペーン第5次という事で載っているようですが、あえて単純な質問しますが、県の方でも同じような事業やっているという認識しておりますし、確か4月下旬ころまでだったと記憶しておりますが、この遊佐町の事業実施については、それ以降いつ頃まで対象になるのか、いつもですと全協の中で説明あるんですけどもあえて質問させていただきます。以上で私の質問は終わります。

議長（土門治明君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

ただいまご質問がありましたけれども、山形県の方で現在おこなっておりますキャンペーンの名称が、山形春旅キャンペーンというものになりますけれども、こちらの提供期間が4月28日の宿泊分までとの設定となっているようでございます。今回の遊佐町での泊まってお得キャンペーン第5次につきましては県のキャンペーン終了後、翌日4月29日金曜日昭和の日になりますけど、この日から5月29日日曜日の宿泊分まで31日間想定しての事業実施をしたいという事でございます。以上です。

議長（土門治明君） これにて7番、菅原和幸議員の質疑は終了いたしました。

5番、齋藤武議員

5番（齋藤武君） 概要書に基づきましてお聞きいたします。

概要書の説明欄に、新型コロナウイルス及び原油高騰の影響で、経営に支障をきたす町内中小事業者への助成金交付と載っております。お聞きしたいのは、まず1点目その及びというところ。文字通りとると及びですので、新型コロナウイルス及び原油高騰という2つの影響があつて交付しますよと読める訳ですが、ちょっといまの説明を聞きますとそこら辺がやや判然としない部分があります。コロナウイルスの影響から、今はどちらかという原油高騰の方に産業における影響が移ってきていると思うわけですが、これは及びと書いてあります。実際のところ、これでは分からない部分がありますので、あくまでも及びで間違いないところを確認したいと思います。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

先ほど私の説明不足の点がございました。今回の要項の改正にあたって、原油高騰による直接的な影響を被る運輸業と運転代行業についての助成金額の変更という事でご説明しましたが、先ほど説明至らなかった点といたしましてもう1点、②の建設業についても金額の変更をおこなっております。これまでは一律、令和3年度中は個人に対しては3万円、法人に対しては6万円という事で助成をおこなっておりましたが、今回は建設業でありますので資材等のそういった物を扱うとなりますと、原油高によって扱う資材が高騰しまして原料の購入部分が事業の全体を圧迫しているという状況にもあるようでございますので、この点につきまして、個人につきましては2万円プラスして5万円、法人に対しまして3年度は6万円のところ2万円プラスして8万円というところで助成の金額を上乗せさせて頂いて、この要項を変えて助成をおこなうという事で変更をいたしております。この部分がもしくはというような該当にあたるという事でございます。以上でございます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤武君） 農業者の中からも、原油高騰に対して何とかならないのかとの声は聞きます。特に今の季節は軽油を本当に使う時期でもあります。一方で、運輸業だとか宿泊業等に対する支援も必要だと

思われます。やはり公平性だとか納得性だとか非常に大事だと思いますので、そういう事に基づいて及びという事をお聞きしました。これが及びなのか、またはかによっては違ってきますので、実行に移すに当たっては正しくメッセージが伝わるような配慮を頂きたいなと思います。もう1点、財政の裏付けですが一部が国からの助成金、一部が財政調整基金を使うという事になっていると思います。この財政調整基金は見込みで結構ですが、あくまでも一時的な使用で年度内には戻しますと考えているのか、それとも国の予算は足りないから財政調整基金を最後まで使う、戻さないという事なのか見込みをお聞かせ頂きたいなと思います。

議長（土門治明君） 佐藤総務課長。

総務課長（佐藤光弥君） 今回の補正につきましては歳出の方から組み立てたような状況になるかと思えます。国庫補助金分、コロナ関連の国庫補助金分の繰り越し分がありますけれども、これを全部使いました、それでも足りない分一般財源で充填する必要がありましたので、一般財源をどこから持ってくるかとなる事になる訳ですけれども、今4月の当初ですので繰り越しの見込みの保留分とかもある訳ですので、まだ決算も終わってませんので繰り越しも確定していない、地方交付税も一定保留分ありますけれども、それも今後の動きでわかりませんので今現在使える一般財源として財政調整基金を充てたという事になります。今後、繰り越しが確定する、地方交付税が確定する等々の状況によっては、この財政調整基金については繰り戻しとなる可能性はあると思います。以上です。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員の質疑は終了いたしました。

3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 遊佐町泊まってお得キャンペーン第5次これについてお尋ねします。

7500円以上宿泊プラン利用者に最大3000円の割引サービスと記載されております。最大という事ですので、何かこの宿泊料金かける割引率的なものがあるのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（土門治明君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えさせていただきます。

お1人あたり最大3000円の割引という事での制度設計になっておりますけれども、こちらに関しましては現在、キャンペーン等実施予定しておりますのは遊佐町だけになると思っておりますけれども、国とか県の制度とも併用でるといった事で、これまでも取り組んでおりますので、仮に国の制度が適用になって前提として国の割引きの部分を適用した残りに対して、遊佐町の部分をといった形になる事もあるかという事もございますので、そういった場合は3000円を下回るような町からの助成もあると想定しての書き方となっております。以上です。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

議員（佐藤俊太郎君） これはキャンペーンの内容的にそういう情報は明記されておりますでしょうか。キャンペーン内容として一律と最大とか書かれていますから、今のご説明私は理解しましたけれども、はたして宿泊者がそれを理解しているかどうか、疑問についてはお尋ねしたいと思います。

議長（土門治明君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） この事業の周知につきましては、町のホームページですとかチラシによって皆様に周知を図りたいという事で考えておりますけれども、当然申し込みを受ける宿泊ホテルですとか旅館こちらにも周知しまして、受付の際にはそういったことになる場合もございますよといったところを徹

底させて頂きたいなと思っておるところでございます。本日の議会の中で、採択を頂ければ速やかな対応をとっていききたいなと思っております。以上です。

議 長（土門治明君） これにて3番、佐藤俊太郎議員の質疑は終了いたしました。
ほかにございませんか。

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。
続いて、討論を行います。
（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。
これより議第48号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。
これをもって第556回遊佐町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。
（午前10時58分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和4年4月19日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 松 永 裕 美

遊佐町議会議員 菅 原 和 幸